

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月十一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第一号

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区高齢者住宅条例施行規則（平成九年十月東京都北区規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたもの

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月三十一日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第二号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則  
 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条ただし書中「八百円」を「九百円」に、「有料粗大ごみ処理券A又は」を「有料粗大ごみ処理券A若しくは」に改め、同条の表八百円の項から二千八百円の項までを次のように改める。

九百円	有料粗大ごみ処理券B	三枚
千三百円	有料粗大ごみ処理券A 有料粗大ごみ処理券B	二枚 三枚
二千三百円	有料粗大ごみ処理券A 有料粗大ごみ処理券B	一枚 七枚
三千二百円	有料粗大ごみ処理券A 有料粗大ごみ処理券B	一枚 十枚

第四十七条の表中「二千六百六十円」を「三千四十五円」に、「三千四百二十円」を「三千九百十円」に、「千五百二十円」を「千七百四十円」に、「七百六十

円」を「八百七十円」に改める。

別表第一備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 粗大ごみの廃棄物処理手数料（第三十八条関係）

電気・石油・ガス器具									種目	番号	品目	単価
九	八	七	六	五	四	三	二	一				
電子レンジ	ガステーブル（ガスこんろ）	冷蔵庫（高さ八十センチメートル以上のもの）	冷蔵庫（高さ八十センチメートル未満のもの）	衣類乾燥機	電気洗濯機（二槽式のもの）	電気洗濯機（一槽式のもの）	ミシン（卓上式のものを除く。）	ミシン（卓上式のもの）				
四百円	四百円	三千二百円	千三百円	千三百円	千三百円	二千三百円	二千三百円	四百円				

二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
ステレオセット（幅百センチメートル未満	空気清浄機	照明器具	電気掃除機	換気扇	除湿機	扇風機	エアコンディショナー室内機と一体型のものを含む。）	エアコンディショナー室内機	ストーブ（ファンヒーターを除く。）	ストーブ（ファンヒーター）	食器洗い乾燥機	ガスオーブン
千三百円	四百円	四百円	四百円	四百円	四百円	四百円	二千三百円	九百円	四百円	九百円	九百円	二千三百円

三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	
薄型テレビ（プラズマ・液晶で三十二インチを超え三十二インチ以下のもの）	薄型テレビ（プラズマ・液晶で二十八インチ以下のもの）	薄型テレビ（プラズマ・液晶で二十八インチ以下のもの）	テレビ受像機（二十インチ以上のもの）	テレビ受像機（二十インチ未満のもの）	オーディオ機器（単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。）	スピーカー（幅と高さの合計が百センチメートル以上のもの一個）	スピーカー（幅と高さの合計が百センチメートル未満のもの一個）	カラオケ演奏装置	ステレオセット（幅百センチメートル以上のもの）	のもの）
千三百円	九百円	四百円	二千三百円	九百円	四百円	九百円	四百円	九百円	二千三百円	

						家具・寝具等		
六	五	四	三	二	一	三十四	三十三	
テール未満のもの)	箱物家具(幅と高さの合計が三百六十センチメートル以上のも)	箱物家具(幅と高さの合計が二百七十センチメートルを超え三百六十センチメートル未満のもの)	箱物家具(幅と高さの合計が百八十センチメートルを超え二百七十センチメートル以下のも)	箱物家具(幅と高さの合計が百三十五センチメートルを超え百八十センチメートル以下のも)	箱物家具(幅と高さの合計が百三十五センチメートル以下のも)	ビデオデッキ	薄型テレビ(プラズマ・液晶で四十二インチを超えるもの)	チを超え四十二インチ以下のもの)
四百円	三千二百円	二千三百円	千三百円	九百円	四百円	四百円	二千三百円	



十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
アコーデイオンカーテン	ウッドカーペット（四畳半以上）	ウッドカーペット（四畳半未満）	敷物	机（両そで机を除く。）	両そで机	鏡台	いす（ソファーを除く。）	ソファー（二人以上用のもの）	ソファー（一人用のもの）	テーブル・座卓（最大辺が百五十センチメートル以上のもの）	テーブル・座卓（最大辺が百センチメートル以上百五十センチメートル未満のもの）
九百円	千三百円	九百円	九百円	千三百円	三千二百円	千三百円	四百円	二千三百円	九百円	千三百円	九百円

オフィス用機器											
六	五	四	三	二	一	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九
オフィスオートメーション機器（ワードプ	プリンター（高さ三十センチメートルを超えるもの）	プリンター（高さ二十センチメートルを超えるもの）	プリンター（高さ二十センチメートル以下のもの）	パーソナルコンピュータ	ワードプロセッサ	布団	ダブルベッド（ベッドマットを除く。）	シングルベッド（ベッドマットを除く。）	ベッドマット（シングルサイズを超えるもの）	ベッドマット（シングルサイズ）	ブラインド
千三百円	千三百円	九百円	四百円	千三百円	四百円	四百円	二千三百円	千三百円	千三百円	九百円	四百円

その他	趣味用品									
	一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
スーツケース	健康器具（五十キログラム以下のもの）	健康器具（三十キログラムを超え五十キログラム以下のもの）	健康器具（二十キログラムを超え三十キログラム以下のもの）	健康器具（十キログラムを超え二十キログラム以下のもの）	健康器具（十キログラム以下のもの）	サーフボード	ゴルフ用具	スキー板	オルガン	プロセッサ、パーソナルコンピュータ及びプリンターを除く。）
四百円	三千二百円	二千三百円	千三百円	九百円	四百円	九百円	四百円	四百円	二千三百円	

十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
自転車（電動アシスト式を除き十六インチ以上のももの）	自転車（電動アシスト式を除き十六インチ未満のもの）	衣装箱	水槽	物干し台（一個）	建具（アルミサッシ及びガラス戸を除く。）	建具（アルミサッシ及びガラス戸）	たたみ（一畳）	たたみ（半畳）	洗面化粧台	米びつ	編み機
九百円	四百円	四百円	九百円	九百円	四百円	九百円	千三百円	九百円	千三百円	四百円	四百円

二十四	その他のもの（五十キログラムを超え七十	三千二百円
二十三	キログラム以下のもの（二十キログラムを超え三十	千三百円
二十二	その他のもの（十キログラムを超え二十キ	九百円
二十一	その他のもの（十キログラム以下のもの）	四百円
二十	乳児用具（ベビーベッドを除く。）	四百円
十九	ベビーベッド	九百円
十八	子供用遊具（ブランコ及び滑り台を除	四百円
十七	滑り台	九百円
十六	ブランコ	九百円
十五	脚立	四百円
十四	自転車（電動アシスト式）	千三百円

キログラム以下のもの)

別表第一備考四を同表備考五とし、同表備考三を同表備考四とし、同表備考二

八百円

を「九百円」に、

四百円

を「四百円」に、「千二百円」を

千三百円

に、「六百元」を

六百元

に、「二千元」を「二千三百円」

に、「千円」を「千百元」に、「二千八百円」を「三千二百円」に、「千四百円」を「千六百元」に改め、同表備考二を同表備考三とし、同表備考一の次に次のように加える。

二 品目の欄に掲げる品目（その他のものを除く。）以外の品目は、重さ、大きさ等を考慮して、品目の欄に掲げる品目に最も近い品目（その他のものを除く。）とみなし、当該品目の単価は、最も近いとみなした品目の単価に掲げる金額とする。ただし、これによってもなお単価が定められない品目は、その他のものとする。

別記第六号様式中「㊦田」を「㊧田」に改める。

別記第十四号様式から第十七号様式までを次のように改める。

第14号様式（第46条関係）



寸法

縦	85ミリメートル
横	130ミリメートル

刷色

外側	緑色
内側	灰色

第15号様式（第46条関係）



寸法	縦	85ミリメートル
	横	130ミリメートル
刷色	外側	青色
	内側	灰色



第16号様式（第46条関係）



寸法  $\left( \begin{array}{l} \text{縦} \quad 85 \text{ ミリメートル} \\ \text{横} \quad 130 \text{ ミリメートル} \end{array} \right)$

刷色  $\left( \begin{array}{l} \text{外側} \quad \text{赤色} \\ \text{内側} \quad \text{灰色} \end{array} \right)$

第17号様式（第46条関係）



寸法

縦	85ミリメートル
横	130ミリメートル

刷色

外側	黄色
内側	灰色

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による有料ごみ処理券（以下「旧有料ごみ処理券」という。）の交付を受けている者は、この規則による改正後の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、旧有料ごみ処理券を区長に返還して現金の還付を受けることができる。

3 当分の間、旧有料ごみ処理券の交付を受けた者は、区長に対して、旧有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料と、改正後の規則の規定による有料ごみ処理券（以下「新有料ごみ処理券」という。）に係る廃棄物処理手数料との差額を納付することにより、旧有料ごみ処理券を新有料ごみ処理券と交換することができる。